答 申

1 審査会の結論

埼玉県知事(以下「実施機関」という。)が令和5年11月28日付けで行った公文書の存否を明らかにしないで不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求及び審議の経緯

(1) 審査請求人は、令和5年11月14日付けで、埼玉県情報公開条例(平成12年 埼玉県条例第77号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、実施機関に 対し、「2023年6月に埼玉県庁県民生活部男女共同参画課が外部より提供を受 けた、水着撮影会に関する情報に係る文書、記録、メール等の公文書の一切」の開 示請求(以下「本件開示請求」という。)を行った。

(2) これに対して実施機関は、開示請求された公文書について当該公文書の存否を答

えることは、特定の個人が埼玉県県民生活部人権・男女共同参画課とやり取りをしたという事実の有無を明らかにするものであり、条例第10条第1号で不開示情報として規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものを開示することとなるため、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否するとして、令和5年11月28日付けで公文書不開示決定(以下「本件処分」という。)を行い、審査請求人に通知した。

- (3) 審査請求人は、令和6年1月30日付けで、実施機関に対し、本件処分に対して 取消しの裁決を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。
- (4) 当審査会は、本件審査請求について、令和6年5月17日に実施機関から条例第 24条の規定に基づく諮問を受けるとともに、処分庁からの弁明書及び審査請求人 からの反論書の写しの提出を受けた。
- (5) 当審査会は、令和6年8月8日付けで諮問庁に対し、条例第26条第4項の規定 に基づき、書面による調査を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件処分に対して取消しの裁決を求め、埼玉県庁県民生活部人権・男女共同参画 課においては本件開示請求に対して、埼玉県情報公開条例に則り適切な方法での公 文書開示決定処分を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が本件開示請求を行った意図は「2023年6月に埼玉県庁県民生活部男女共同参画課が外部より提供を受けた、水着撮影会に関する情報に係る文書、記録、メール等の公文書の一切」という本件開示請求書の本文にあり、※以下の記述はその補足である。

審査請求人がこれまでに開示を受けた公文書においても「クレーム主」の個人情報は不開示となっており、他の情報と容易に照合できる「特定の個人を識別できる

情報」は含まれていない。よって、条例第10条第1号に定められた「他の情報と 照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるも の」には当たらない。

また、本件開示請求において、明らかとなるのは「クレーム主」と「男女共同参画課へと行われた情報提供を行った人物」が同一人物(匿名)ではないか程度の情報でしかなく、条例第10条に規定される「特定の個人を識別することができるもの」には当たらず、「個人の権利利益を害するおそれがあるもの」にも当たらない。以上のことから、当該公文書不開示決定処分については存否応答拒否の要件を充足していないと解するべきであり、本件開示請求は条例第10条及び第13条には抵触しておらず、当該不開示決定を下す理由がないことから本件処分は誤りであるので撤回すべきである。

(3) 開示請求書における個人の特定(探索的請求)に関する主張

本件審査請求書の※以下の記述が補足であるという主張に関しては、当該記述が「探索的請求」と取られかねない記述をした点については異論が無いので、この点に関しては反論を行わない。

しかしながら、本件開示請求に係る公文書が存在した場合、個人を識別できる情報のみを除いた部分開示とすれば個人の権利権益が侵害されることはないし、「クレーム主」の「個人を識別できる情報」が明らかとなることはない。また、本件開示請求に係る公文書が存在しない場合、「クレーム主」が当該行政庁に「情報の提供」は行わなかったということが判明するのみであり、このことが判明することで誰某とは分からない「クレーム主」の個人の権利権益が侵されることは考え難い。

「クレーム主」自体が県都市整備部や埼玉県公園緑地協会が条例に拠って部分開 示した「誰某とは分からない存在」であるので「明確に特定される個人」では無く、 条例で定める不開示情報には当たらない。

よって、存否が明らかとなっても特定の個人を識別することはできず、他の情報 と照合して特定の個人が識別されることもない。すなわち特定の個人の権利権益が 侵害されることもない。以上のことから条例第10条第1号には抵触せず、同条例 第13条を適用する理由がない。

処分庁は探索的請求であることを唯一の存否応答拒否の根拠としているが、不開示情報は厳格に解されるべきであり、実際に国内での存否応答拒否の事例や答申等を見ても「具体的な個人名」等を挙げた事例ばかりが対象となっていて、誰某とは分からない「匿名の存在」に対して存否応答拒否を適用した事例は見当たらない。

不開示情報の適用を濫用する処分庁の反論は認められない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求人は本件開示請求書の※以下の部分は補足であると主張しているが、添付資料の甲⑧において「あくまで私が欲しいのは『当該クレーム主』が県民生活部の『男女共同参画課』もしくは『男女共同参画推進センター(Withyou さいたま)』へ行った情報提供のメール等の通信連絡や、その情報提供を受けて埼玉県庁内部へと行った連絡や報告などを記した文書、記録、メール等の公文書の一切の開示」としており、これを踏まえると※以下の部分は補足にとどまらず、本件開示請求の主眼である。

本件開示請求は、特定の者(クレーム主)を名指しした探索的請求にあたるものであり、名指しされた特定の者に対する開示、不開示の決定が「特定の個人を 識別できるもの」には当たらないとする審査請求人の主張は認められない。

また、人権・男女共同参画課が審査請求人の言う「クレーム主」を特定し開示する情報は条例第10条第1号の個人に関する情報に該当する。

(2) 本件開示請求は、特定の者(クレーム主)を名指しした探索的請求である。本件開示請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、特定の者が人権・男女共同参画課とやりとりをしたかどうか等の個人に関する情報を開示することになるため、条例第13条の規定に基づいて当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否した。

5 審査会の判断

(1) 本件処分の妥当性について

ア 本件処分について

実施機関は本件処分において、本件開示請求された公文書の存否を答えることは、条例第10条第1号で不開示情報として規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものを開示することとなるため、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否しており、その主旨は条例第13条に基づき、本件開示請求を拒否したものであることから、当審査会では本件処分の妥当性について、以下検討する。

イ 本件処分の条例第13条該当性について

条例第13条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

開示請求があった場合、通常は開示請求に係る公文書が存在していれば、それを対象文書として特定し、開示又は不開示の決定が行われ、公文書が存在していなければ、不存在を理由として不開示の決定が行われる。このように、情報公開制度においては、公文書の存否が明らかにされた上で決定が行われるというのが原則である。しかし、特定の者又は特定の事項を名指しした探索的な請求などについては、開示請求に係る公文書の存否を認めること自体が、条例第10条各号に規定する不開示情報を開示することとなり、当該規定が保護する利益を損なう場合があることから、例外的に条例第13条は、当該公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定を認めている。

また、実施機関が不開示理由として示す条例第10条第1号は、「個人に関する情報(・・略・・)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(・・略・・)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなる

ものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を不開示情報として規定し、ただし書イ、ロ又はハに掲げる情報に該当する情報は、不開示情報から除くとしている。

この点、審査請求人は、本件審査請求書において「審査請求人がこれまでに開示を受けた公文書においても『クレーム主』の個人情報は不開示となっており、他の情報と容易に照合できる『特定の個人を識別できる情報』は含まれていない。」と主張している。さらに、反論書において「『クレーム主』自体が県都市整備部や埼玉県公園緑地協会が条例に拠って部分開示した『誰某とは分からない存在』であるので『明確に特定される個人』では無く、条例で定める不開示情報には当たらない。」と主張する。

そのため、審査請求人が「当該クレーム主」とする人物は、他の情報と照合することにより個人を特定することができることから、本件開示請求は特定の者を 名指しした探索的な請求であると認められる。

また、本件開示請求に対し、対象となる文書の存否を明らかにすることを前提に開示又は不開示の決定を行った場合には、「当該クレーム主」が人権・男女共同参画課に対して情報提供を行ったか否かという事実が明らかになる。これは「当該クレーム主」とされる特定の個人の活動についての情報であり、条例第10条第1号に不開示情報として規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)であると認められ、同号ただし書イ、ロ又はハに該当する特段の事情も認められない。

ウ 小括

以上のことから、本件開示請求において対象となる文書の存否を明らかにすることを前提に開示又は不開示の決定を行った場合には、条例第10条第1号に該当する個人に関する情報を開示することとなるため、条例第13条により公文書の存否を明らかにせず、当該開示請求を拒否した実施機関の判断は妥当である。

(2) その他

審査請求人のその他の主張については、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(3) 結論

以上のことから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

原島 良成、松村 好恵、南木 ゆう

審議の経過

年 月 日	内容
令和6年5月17日	諮問(諮問第372号)を受け、弁明書及び反論書の写しを受理
令和6年7月18日	審議(第二部会第177回審査会)
令和6年8月27日	審議(第二部会第178回審査会)
令和6年9月24日	審議(第二部会第179回審査会)、答申